松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会会長 様

松伏町長 鈴木 勝

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略について(諮問)

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例(平成27年松伏町条例第16号)第1条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会へ意見を求めます。

記

本町では、平成28年3月に長期的な人口予測と町の在り方を踏まえ、今後5年間で行うべき人口減少に対する戦略的施策の方向性、具体的な事業を示した「松伏町まち・ひと・しごと 創生総合戦略」を策定しました。

国では、各地方公共団体の地方創生に係る取組を支援するため、平成28年度より地方創生 推進交付金及び地方創生拠点整備交付金を新たに創設し、本格的な運用段階を迎えた地方創生 の取組の更なる深化及び地方の実情を尊重しながら施設整備等の取組を進めることが出来るよ う財政面における制度の構築が図られたところです。

こうした状況の中、本町では国の趣旨をかんがみ、町内における地方創生の取組を一層進めるため、平成29年度中に地方創生拠点整備交付金を活用した事業展開を行うこととしたところです。

つきましては、今後の取組について、松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略への追加記載 についてお諮りします。